

国際課税のケース・スタディ

サイパンに投資した場合の課税関係

〔事例〕

内国法人甲社はサイパンで事業を行うことを計画している。この場合サイパンにおける課税はどのようなになるのか。

〔ポイント〕

- 1 米国とサイパンとの関係
- 2 米国の税制上の取扱い
- 3 サイパンの税制

〔検討〕

1 米国とサイパンとの関係

サイパンは国際法上は北マリアナ諸島に属し、国連の監督下にある信託統治領であり、米国が国連の信託を受けて統治している。税法についても米国と北マリアナ政庁との間で1976年に規約(Covenant: PL94-241, 90 Stat.263)が交わされている。当該規約によれば、北マリアナ諸島は米国の属領であるグアムと同様に取り扱われることとされており、グアムに適用される税法において北マリアナ諸島もその対象に含める旨の規定がある。

2 米国の税制上の取扱い

(1) 個人

北マリアナの居住者 (bona fide resident) は、原則として、米国税法上米国居住者とみなされる。但し、米国における課税において北マリアナ源泉所得及び北マリアナにおける事業と実質的に関連する所得は課税対象から除かれ、それ以外の所得について米国の税法の適用を受けることになる。従って、北マリアナ居住者は、北マリアナ以外の

所得については居住者として米国の国内法の適用による課税を受けることになる。

(2) 法人

北マリアナ法人は次の要件を充足する場合、米国税法上米国法人として取り扱われる。

イ 発行株式の75%以上が米国又は米国属領の者により実質的に保有されていること

ロ 通常の三事業年度を通じて法人の総収入の65%以上が米国属領の事業と実質的に関連を有していること

ハ 所得の相当部分が外国人に対する債務の返済等のために使用されていないこと

以上の要件を充足する限り、北マリアナ法人は、米国において投資所得に対する30%の源泉徴収の適用はないことになる。

3 サイパンの税制

北マリアナ政庁は独自の税法を規定する権限を有しているが、基本的には米国の内国歳入法典における「米国」を「北マリアナ」に読み替える方法 (mirror-image) を採っているが、他方、独自の税法を規定していることから二つの税法が併存する形となっている。この2つの税制の関連については北マリアナの税法により課税を受けた税額 (local tax) を、mirror-image tax から税額控除して還付することは認められず、local tax と mirror-image tax のいずれか多い税額を納付する方式を採っている。北マリアナの税制については、1981年にハーバード大学のオルドマン教授から勧告が出され、この勧告に沿って今後検討が行われるこ

とになるが、1986年の米国の税制改革法 (Tax Reform Act) の上院報告書では、mirror-image system を米国属領等が採用することは、米国税制が複雑すぎて属領等への適用に不適切であるという意見がみられる。

(1) 給与課税

現行の北マリアナの所得税においては、個人の給与等について収入金額を課税標準として課税される。年収1,000米ドルまでは免税とされているが、それを超える場合には2%から50,000米ドル起に対する最高税率9%の適用がある。適用税率は次の通りである。

(年 収)	(税 率)
0— 1,000米ドル	0
1,001— 5,000	2%
5,001— 7,000	3%
7,001—15,000	4%
15,001—22,000	5%
22,001—30,000	6%
30,001—40,000	7%
40,001—50,000	8%
50,000超	9%

(2) グロス・レヴェニュー・タックス

事業所得については、local tax として、その収入金額を課税標準とする税 (Gross Revenue Tax: 以下「GRT」という) があり年間収入金額に1.5%から5%までの税率で課税される。税率は次の通りである。

(年間収入金額)	(税 率)
0— 5,000米ドル	0
5,001— 50,000	1.5%
50,001—100,000	2.0%
100,001—250,000	2.5%
250,001—500,000	3.0%
500,001—750,000	3.5%
750,001以上	5.0%

事業所得のうち、農業、漁業については上記税率に代えて20,000ドル超の金額に対して2%の税率が適用され、製造業、外洋航海、卸売業につい

ては最高税率2%で課税され、それ以外の業種については通常の税率により課税が行われる。

金融業については特例があり、所得金額の5%あるいは収入金額の2%のいずれか大きい金額に対して課税されることになる。また、オフショア金融を営む法人は金融業の課税及び収入課税のいずれの面からも免税とされている。更に、米国内国歳入法典§922に規定する外国販売会社 (Foreign Sales Corporations) に該当する法人に対しては課税が免除されている。

ところで、前述のオールドマン教授の報告書では、GRT と全ての輸入品に課税される内国消費税の関連に触れ、GRT が多段階で課税され、課税対象が網羅的でないという批判もあることから将来は統一することが提言されている。

(3) 北マリアナの法人税

北マリアナ法人は全世界所得に対して課税され、一定要件を充足する米國法人を除き、その他の外国法人は北マリアナ源泉所得に対して課税されることになる。この場合、北マリアナの国内源泉所得に係る税額を限度として GRT は税額控除されることになる。

(税理士 小沢 進)